



栃木県公報

平成29年
12月12日(火)
号外
第51号

目次

公 告

○都市計画の変更の案の縦覧等..... 1

公 告

○都市計画の変更の案の縦覧等

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成29年12月12日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 都市計画の種類及び名称
宇都宮都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
壬生町大字壬生丁及び大字安塚の各一部
- 3 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課、栃木県栃木土木事務所企画調査部企画調査課及び壬生町建設部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成29年12月12日から同月26日まで

II

- 1 都市計画の種類及び名称
宇都宮都市計画道路3・4・8号六美吾妻線
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
壬生町大字壬生丁の一部
- 3 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課、栃木県栃木土木事務所企画調査部企画調査課及び壬生町建設部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成29年12月12日から同月26日まで

(都市計画課)